

# きりばたけ

## 通信

### 71号

令和5年12月号(年4回)  
札幌司法書士会 会長 後藤力哉  
編集担当責任者 番井菊世  
<https://sapporo-shiho.or.jp/>  
〒060-0042  
札幌市中央区大通西13丁目4番地  
電話 011-281-3505  
FAX 011-261-0115



### 法定相続情報証明制度が活用されています！

法定相続情報証明制度が始まってから、6年以上が経過しており、一般の方でもご存じの方が増えてきたのではないのでしょうか。令和6年4月1日からは相続登記が義務化されます。相続が開始して最初にするのは、法定相続人(法律で定められた相続人)が誰であるかを調べることです。法定相続情報証明制度は、法定相続人が誰であるかを証明した文書を法務局が発行してくれる制度です。金融機関等で相続の手続きをする際に、この文書を提出することにより、亡くなられた方の戸籍の束を提出する必要がなくなります。



相続が開始すると、不動産の名義を変更したり、預貯金を解約したりするけれど、どんな書類が必要になるの？

例外はあるけれど、通常は法定相続人が誰であるかを調べるために、亡くなられた方の出生時から死亡時までの連続した戸籍を取る必要があるんだ。



司法書士 安東



連続した戸籍って、どうやって取るの？

亡くなられた方が出生時から死亡時までどこに本籍地を置いていたか、すべてを家族が把握しているというケースは多くはない。亡くなられた時の戸籍から順番に過去にさかのぼって、調べていくんだ。



戸籍を取得する際に気を付けることはある？

よく忘れられてしまうのだけれど、本籍地は変わっていても、法律の改正によって、新しく戸籍ができる場合があるんだ。そんな時は、改製原戸籍というものも一緒にとらなければならないよ。



そういえば、昔の戸籍は縦書きで記載されていたけれど、最近の戸籍は横書きで書かれているね。

戸籍のコンピュータ化により、本籍地が変わっていても、縦書きの戸籍(改製原戸籍)と横書きの戸籍の両方をとらなくてはならないんだよ。改製原戸籍と言ったりもするよ。



戸籍がすべてとれたら次はどうするの？

戸籍の中身をよく調べて、法定相続人が誰であるかを確定するんだよ。法定相続情報証明手続きをする場合には、法定相続人を一覧図にしたものを戸籍と一緒に法務局に提出するんだ。

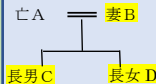


すると1枚の「法定相続情報証明」を発行してもらえて、戸籍全部のかわりになるんだね。



法定相続人は誰になるのかな？

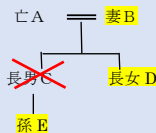
法定相続人が誰になるかということは法律で決められているんだよ。たとえば、Aさんが亡くなり、Aさんの妻（Bさん）とその長男（Cさん）と長女（Dさん）がいる時は、Bさん、Cさん、Dさんが相続人になるんだよ。Aさんの両親や兄弟姉妹が生きていても、その人たちは相続人にならないんだ。



それじゃあ、長男CさんがAさんよりも先に亡くなっている場合には、どうなるの？



長男Cさんに、子供E（Aさんの孫）さんがいる場合には、その子供E（Aさんの孫）さんが相続人になるんだよ。この相続人のことを、代襲相続人というんだよ。



子供の一人がお父さんより先に亡くなっている場合は、孫が相続人になるんだね。ところで、長男Cさんの配偶者は相続人にはならないの？

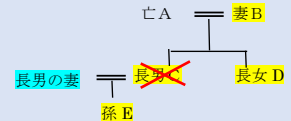


長男Cさんが先に亡くなっている場合には、その配偶者はAさんの相続人にはならないね。

だけど、似たような状況で子供の配偶者が一緒に手続きをしなければならないケースもあるんだよ。



どんなケースなの？



長男Cさんが生きているうちに、Aさんが亡くなられたけれど、Aさんの相続の手続きをしないうちに、Cさんも亡くなられてしまったケースなんだ。Aさんの相続人は、Aさんが亡くなられた時点で考えると誰になるかな？



妻Bさんと、長男Cさん、長女Dさんだね。



でも、Aさんの相続手続きをする時にはCさんは亡くなっているのだから、Cさんの相続人が代わってAさんの相続手続きをすることになるんだ。だから、さっきの代襲相続とは違って、Cさんの相続人である、Cさんの配偶者とCさんの子供E（Aさんの孫）さんが一緒に相続の手続きをすることになるんだよ。



亡くなった順番によって違うんだね。そのケースについて疑問があるよ。法定相続情報証明手続きをする時、法定相続人を一覧図にしたものを戸籍と一緒に提出するって言うんだけど、亡くなったAさんとCさんの法定相続情報は一つの図にまとめることはできるの？



このケースでは、Aさんの法定相続情報とCさんの法定相続情報を別々に作らなければならないんだよ。他にも、そもそも子供がいないケースなどもあり、法定の相続人を確定させるのはとても大変なことなんだよ。

